

平成21年第3回吉田町議会臨時会

吉田町議会会議録

平成21年 5月27日 開会

）

平成21年 5月27日 閉会

吉田町議会

平成21年第3回吉田町議会臨時会会議録目次

第 1 号 (5月27日)

○町長あいさつ	3
○開会の宣告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	5
○議案第53号上程、説明、質疑、討論、採決	5
○発議案第4号上程、説明、質疑、討論、採決	8
○発言の訂正	10
○議会閉会中の継続調査について	10
○町長あいさつ	11
○議長あいさつ	11
○閉会の宣告	11

開会 午前10時00分

○議長（増田宏胤君） 改めておはようございます。

本日ここに平成21年第3回吉田町議会臨時会が招集されました。議員各位には公私ともに御多用のところ御出席をいただき、ありがとうございます。

本臨時会に当たり、議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

◎町長あいさつ

○議長（増田宏胤君） 開会に当たり、町長よりごあいさつをいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） おはようございます。

議員の皆様におかれましては、6月定例会を前にしてお忙しいところ、急に臨時会ということでお呼び立てして申しわけございません。

皆様御承知のとおり、インフルエンザが拡大しておりますけれども、もう昨日は静岡市でも出てまいりまして、今、9時に静岡市では対策会議を開いておりますけれども、その結果を見て当町の措置についても考えようと思っております。

この場をかりて、インフルエンザに関しまして、町制施行の60周年記念式典の日程の変更について、議員の皆様にお話し申し上げたいと思います。

町制施行60周年記念式典につきましては、さきに昭和24年7月1日の町制施行日の直近の日曜日に当たる7月5日に挙行することを決定し、広報も行ったところでございますが、5月16日に神戸市で新型インフルエンザの感染者が確認され、国内感染拡大を想定すべき第2段階を迎えました。

このため、当町では適切な危機管理を行うため、5月16日の夕刻、即座に新型インフルエンザ対策本部を招集し、国内感染の拡大に備えるための合同計画や合同マニュアルを検討し、段階に応じた対処方針を決定いたしました。

そうした中、国内感染が拡大する様相が見られたことから、いつ県内や町内にも感染が広がるかわからない状況であると判断し、役場の執務体制やイベント開催の方法などにつきましても、具体的な検討に入りました。

そうした検討の一貫としまして、町制施行60周年記念式典及び記念演奏の開催方法につきまして再検討を行ったわけですが、記念式典につきましては、7月5日、学習ホールを会場として挙行し、記念演奏はその午後に総合体育館を会場として陸上自衛隊富士学校音楽隊による演奏を予定しておりましたことから、いずれも大勢の方々を建物内にお招きするイベントであるため、まだインフルエンザ感染拡大が危ぶまれる7月5日の開催は延期すべきであると判断いたしました。

秋ごろになりますれば、このインフルエンザに対する処方も季節性のものと同様になるのではないかと考えておりますが、記念式典を10月から11月中旬頃に開催したいと考えております。また、記念演奏につきましても、陸上自衛隊富士学校音楽隊のスケジュールと調整できれば、同時期に延期して開催したいと考えております。

一たん決定した記念式典と記念演奏の挙行日を延期せざるを得ないことはまことに残念であり、御心配をおかけいたしました。諸情勢をかんがみ、寛容にお考え賜りますようお願い申し上げます。

○議長（増田宏胤君） ありがとうございます。

◎開会の宣告

○議長（増田宏胤君） ただいまの出席議員数は14名全員であります。定足数に達しておりますので、平成21年第3回吉田町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（増田宏胤君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第114条の規定により、1番、佐藤正司君、2番、枝村和秋君を指名します。

◎会期の決定

○議長（増田宏胤君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

本臨時会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

◎議案第53号上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（増田宏胤君） 日程第3、第53号議案 吉田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成21年第3回吉田町議会臨時会に上程いたします議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回上程いたします議案は、条例の一部改正についての1件でございます。

それでは、議案につきまして御説明申し上げます。

第53号議案は、吉田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、県内民間企業におきましても、全国と同様、夏季一時金は前年に比べ大きく減少することがうかがえること、人事院が勧告した今回の特例措置は暫定的なものであり、返還の特別権については、正確な職種別民間給与実態調査による公民比較に基づき調整される

ものであることを勘案し、職員の本年6月期の特別給与につきまして、国家公務員の期末手当及び勤勉手当の特例措置に準じて所要の措置を講ずる内容の条例改正をお認めいただこうとするものでございます。

主な改正内容としましては、一般職員に支給する期末手当及び勤勉手当の月数を0.20月分凍結し、再任用職員につきましては0.10月分凍結、また、特別職並びに吉田町教育委員会教育長に支給する期末手当を0.15月分凍結する、一般職の任期つき職員に支給する期末手当を同じく0.15月分凍結するものでございます。

以上が上程いたします議案の概要でございます。

詳細につきましては、担当課長が御説明申し上げます。

それでは、御審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田宏胤君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、担当課長から詳細なる説明をお願いします。

総務課長、中村久義君。

〔総務課長 中村久義君登壇〕

○総務課長（中村久義君） 総務課でございます。

第53号議案 吉田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書の1ページから3ページ及び参考資料のナンバー1をごらんいただきたいと思います。

本議案は、去る5月1日の人事院勧告に基づきまして、民間における夏季一時金の対前年減少率マイナス13.2%との格差を解消するため、職員の本年6月期の特別給について、国家公務員の期末手当及び勤勉手当の特例措置に準じて、所要の措置を講ずる内容の条例改正をお認めいただこうとするものであります。

改正の内容でございますが、第1条の改正規定では、吉田町職員の給与に関する条例の附則に1項を加え、平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第15条の5第2項及び第3項の期末手当の支給割合並びに第15条の8第2項の勤勉手当の支給割合の規定の適用については、第15条の5第2号中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、同条第3項中「100分の140」とあるのは「100分の75」と、「100分の125」とあるのは「100分の70」と、第15条の8第2項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、同行第2号中「100分の35」とあるのは「100分の32」に引き下げするものでございます。

続きまして、第2条の改正規定では、特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の附則に1項を加え、平成21年6月に支給する期末手当に関する第2条の支給割合の規定の適用については、同条第2項中「100分の210」とあるのは「100分の195」に引き下げするものでございます。

続きまして、第3条の改正規定では、吉田町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の附則に1項を加え、平成21年6月に支給する期末手当に関する第3条の支給割合の規定の適用については、同条第3項中「100分の210」とあるのは「100分の195」に引き下げするものでございます。

続きまして、第4条の改正規定では、吉田町一般職の任用つき職員の採用等に関する条例の附則に1項を加え、平成21年6月に支給する期末手当に関する第8条第2項の支給割合の規定の適用については、同条中「100分の160」とあるのは「100分の145」に引き下げするものでございます。

なお、附則につきましては、第1条から第4条間の改正規定は公布の日から施行するものでございます。

以上が第53号議案につきましての御説明でございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（増田宏胤君） 以上で提出議案の説明が終わりました。

これより第53号議案についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 質疑を終結します。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議案第4号上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（増田宏胤君） 日程第4、発議案第4号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提出者、永田智章君の説明を求めます。

7番、永田智章君。

〔7番 永田智章君登壇〕

○7番（永田智章君） 7番、永田智章です。

発議案第4号 「議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を御説明申し上げます。

人事院は5月1日、国及び内閣に対し国家公務員の期末・勤勉手当の支給額の引き下げについて勧告を行いました。

現下の社会情勢などを勘案すると、当町の議会議員の期末手当においても、同様に引き下げることが妥当なため、発議案として提出するものです。

今回の改正内容は、平成21年6月に支給する期末手当の支給割合を1.6から1.45とするものです。

それでは、発議案第4号について、条文を朗読し、説明とさせていただきます。

発議案第4号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和32年吉田町条例第86号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第112条及び吉田町議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成21年5月27日提出。

吉田町議会議長、増田宏胤様。

提出者、吉田町議会議員、永田智章、賛成者、吉田町議会議員、杉村嘉久君、同じく藤田和寿君、同じく八木宣和君、同じく河原崎昇司君、同じく八木 栄君。

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和32年吉田町条例第86号）の一部を

次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

平成21年6月に支給する期末手当に関する第3条の規定の適用については、同条第2項中「100分の160」とあるのは、「100分の145」とする。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長（増田宏胤君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 質疑を終結します。

永田議員、御苦労さまでした。

討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで追加日程の配付のため、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時21分

○議長（増田宏胤君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎発言の訂正

○議長（増田宏胤君） 永田議員より発言の訂正の部分がございますので、お聞き取りをいただきます。

7番、永田智章君。

○7番（永田智章君） 7番、永田智章です。

ただいま発議案第4号を朗読しました中で、最後の「附則に次の1項を加える」という項目の中で、期末手当に関する「第4条」というところを私が「第3条」と言ったようでござりますので、訂正させていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（増田宏胤君） 以上です。よろしく申し上げます。

お諮りします。

お手元に配付のとおり、議会運営委員会委員長から所管事務調査について会議規則第71条の規定によって、議会閉会中の継続調査の申し出があります。

これを日程に追加し、議題にしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

◎議会閉会中の継続調査について

○議長（増田宏胤君） 追加日程第1、議会閉会中の継続調査についてを議題とします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎町長あいさつ

○議長（増田宏胤君） 以上で平成21年第3回吉田町議会臨時会のすべての日程が終了しました。

閉会に当たり、町長からごあいさつをいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 議員の皆様には、お忙しいところ、本当に今回このようなことでお呼び立てして、本当に申しわけございません。

また、近いうちに6月定例会がございますので、議員の皆様と丁々発止と意見の応酬ができることを期待しております。

○議長（増田宏胤君） ありがとうございました。

◎議長あいさつ

○議長（増田宏胤君） 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げたいと存じます。

政府による5月の月例経済報告では上方修正が見られましたが、依然として景気の先行きは厳しい状況が続くとの見解でありました。

さらに、今後新型インフルエンザの影響も気になるところであります。

本日は慎重に御審議をいただき、議員各位の御協力により無事、終了することができました。心から厚くお礼を申し上げます。

◎閉会の宣告

○議長（増田宏胤君） それでは、以上をもって平成21年第3回吉田町議会臨時会を閉会とします。

大変お疲れさまでした。御苦労さまでした。

閉会 午前10時23分